

医療費のお知らせ

「医療費のお知らせ」や、領収書・明細書で実際にかかった医療費をご確認ください

病気やけがの治療を受けたときにかかる医療費は、診療報酬という国が定めた基準に基づいて、全国どの病院でも決まります。しかし、皆様が病院の窓口で支払う金額は、保険証を提示すれば自己負担のみで済むため、実際にかかる医療費がいくらだったのか、意識しにくい仕組みとなっています。

当組合では、被保険者やご家族が保険医療機関で受診した際の医療費等内訳について、医療費に対するコスト意識の向上と請求に誤りがないかチェックしていただくために、「医療費のお知らせ」を発行しています。

「医療費のお知らせ」の医療費控除の利用について

「医療費のお知らせ」は、平成 29 年分より医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。

- ・医療費控除の対象となる支出で、「医療費のお知らせ」に記載されていない場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください。（この場合の医療費の領収書は確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。）
- ・「治療を受けた方」下段の医療機関等の名称が空白の場合は、領収書に基づいて、ご自身で医療機関等の名称を補完記入してください。（補完記入した医療費の領収書は確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。）
- ・「あなたが支払った額」には、自己負担相当額が記載されています。実際にご自身が負担した額と異なる場合（※公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、（家族）療養費、（家族）出産育児一時金、高額療養費、審査機関による減額など）があります。この場合には、領収書等を確認して実際に負担した額を申告してください。
- ・医療費控除の申告に関する詳しいことは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」の再発行はできませんので、大切に保管してください。